



吉子川



令和7年10月24日(金)
学校だより NO. 41
中島村立吉子川小学校
発行責任者 校長 木戸美智子

【めざす児童像】

- あかるく たくましい子ども (体)
- やさしく おもしろいのある子ども (徳)
- めあてをもって がんばる子ども (知)

【よしコッピ】

吉子川小学校
のあやめの花に
住む小鳥の妖精

今月のいきいき中島っ子 学びの
十か条 (10月)

本を読んで心に栄養
めくるページ広がる想像力

◇ いじめはだめ！絶対に！ 子どもたちをSNSトラブルから守る！ ◇

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。【文部科学省 HP いじめ防止対策推進法 より抜粋】

吉子川小学校 すまあと通信

「すまあと通信」は、「インターネット」が普及している中、児童生徒が「いじめ」や「SNSトラブル」に巻き込まれるリスクが高まっています。本通信は、児童生徒が「いじめ」や「SNSトラブル」から身を守るための知識やスキルを身につけるための教材として活用されています。

「いじめ」を正しく理解しよう

「いじめ」は、同じクラスや学年の児童生徒が、身体的・心理的・経済的・社会的に被害を受ける行為です。また、インターネットを通じて行われる「いじめ」も含まれます。

「いじめ」の防止策

1. いじめを正しく理解しよう
2. いじめを正しく伝えよう
3. いじめを正しく対処しよう
4. いじめを正しく予防しよう

マモル先生から

インターネットは、双方向でつながることができる便利なツールですが、一方で「いじめ」や「SNSトラブル」のリスクも高まっています。児童生徒は、インターネットを利用する際には、自分のプライバシーを守り、他人のプライバシーを尊重し、いじめやSNSトラブルから身を守るための知識やスキルを身につける必要があります。

本日「すまあと通信第8号」を発行しました。上記のいじめ防止対策推進法にも明言されているように、いじめは犯罪になるのです。「いじめ罪」はないけれども、いじめ行為が、別に定められている犯罪（暴行罪、傷害罪、器物破損罪、侮辱罪、名誉毀損罪、強要罪、脅迫罪等）に該当することがあります。

もちろん、犯罪になるからではなく、大事な自分と大事な友達の心と体を守るために「**情報モラルを守る**」「**いじめを絶対にしない**」あやめっ子であるよう、全職員で指導にあたります。

各家庭の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、各家庭におかれましては、PCやスマホを子どもが使用するにあたっては、**フィルタリングが必要**です。**メディアコントロール**も含め、**子どもたちの様子の見守り**をお願いします。

「インターネット使用における6つの危険性」

- ① **やりすぎ注意**・・・家庭でのルールを決めることが大切です。
- ② **ネットいじめ**・・・インターネットは顔が見えないので、言葉のニュアンスが伝わりにくく、そのつもりはなくても…とすることがあります。誹謗中傷は厳禁です。
- ③ **あやしい情報**・・・「いますぐ、ここをクリック…」などの嘘のメールに反応しないようにしましょう。
- ④ **誘い出し、なりすまし**・・・ネット上で友達になった人が、いい人ばかりとは限りません。悪意を持って接触しようとする場合もあります。
- ⑤ **個人情報の流出**・・・SNSでの発信により、個人情報がネット上にさらされる危険があります。他の人の情報なども、アップしてはいけません。
- ⑥ **ネット詐欺**・・・金品の要求、誘導による詐欺事件が増えています。怪しい場合はすぐに大人に相談するように子どもにしましょう。

◇ 読書の秋 ～ 読書賞は今週で43名受賞 ～ ◇

